

議案第 6 5 号

日出町国民健康保険税条例の一部改正について

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険税条例（昭和 3 5 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し及び第 4 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第 5 条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「第 2 3 条」を「第 2 3 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 1 5 条第 1 項中「場合は同条」を「場合には、その減額後」に改める。

第 2 3 条第 1 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に、「同条に」を「法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「第 7 0 3 条の 5」を「第 7 0 3 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,555円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,925円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,850円

（2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 945円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,575円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,150円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「第3条中「所得割額」を「第3条第1項中「規定する総所得金額」に、「町民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。）の額」を「規定する総所得金額」に改め、「町民税の所得割の課税標準である」を削り、「当該給与所得を」を「当該給与所得については、」に、「として計算した場合における町民税の所得割の額に相当する額。）」を「によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」

を加える。

附則第2項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第4項の見出し中「保険税」を「国民健康保険税」に改め、同項中「地方税法」を「法」に、「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第5項の見出し中「保険税」を「国民健康保険税」に改め、同項中「地方税法」を「法」に改める。

附則第6項から第8項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第9項中「、雑所得」を「雑所得」に、「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第10項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号、第15条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に改める部分及び「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の日出町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置を導入するために条例を整備したいので提出する。